

6 留意事項に対する履行状況等

区 分	留 意 事 項	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
<p>認 可 時 (平成18年11月30日)</p>	<p>設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行い、その水準を一層向上させるよう努めること。</p>	<p>設置認可時における留意事項を受け、設置の趣旨・目的等を活かし計画を確実に履行するために、すでに設置して大学院開設準備を進めてきた「研究科設置準備委員会」を設置認可日以降8回開催し、その目的等が教員の共通認識となり設置計画に基づき履行するよう継続し、計画を実行できる環境を整備してきた。4月の設置以降は、毎月第1火曜日に研究科委員会を開催し、その履行進捗を確認し、実行するよう努める。</p> <p>また、充実した教育研究活動を実践するため、授業の受講に加え、TA及びRA制度を整備して、授業を受けるだけでなく、自身が教える立場として授業に参加し、自らの研究課題を自己点検でき、教員との連携も進めることができるようにしている。(前期についてはTA希望者27名全員を採用。RAも採用予定。後期は改めて採用準備を行う。)</p> <p>さらに、学術の理論及び応用を教授するために、これまで不定期で本学教員間における最新の研究内容の発表および情報共有を目的として行っている「バイオセミナー」を毎月1回(第4火曜日)の定例開催とする予定である。教員は、最新の研究内容を報告するとともに、参加した教員に加え、大学院生等にも公開し、互いのディスカッションにより、より高度な研究活動へと目指すものである。最終的には、それらの成果を質の高い大学院教育へと展開させていくよう努める^⑯</p> <p>設置の趣旨・目的等が活かし計画を確実に履行するために、平成19年4月以降、毎月第1火曜日に研究科委員会を開催してきた。設置計画の履行進捗を確認・実行するだけに止まらず、大学院の一層の発展・充実に向けて、種々議論を重ね、年間84件の諸議案を処理し具体化を図った。</p>	<p>該当なし。</p>

区 分	留 意 事 項	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
<p>認 可 時</p> <p>(平成18年11月30日)</p>		<p>また、充実した教育研究活動を進めるため、「バイオセミナー」の定例開催（毎月第4火曜日）を行い、最新の研究内容を報告するとともに、大学院生等にも公開し、高度な研究活動に向けた相互批判と研修を行った。なお、研究発表には、本学教員にみならず、外部研究機関等から講師を招聘し、相互交流を図ることにも努めている。</p> <p>大学院におけるFD活動を、学生の研究活動とその指導を統一的に捉えるなかで見出すことが重要との観点から、修士・博士論文の執筆に向けた「中間報告会」を開催し、学生のみならず教員の指導のあり方にも言及した相互研修を行うことを計画している。</p> <p>なお、TAは平成19年度前期後期ともに27名、平成20年度前期50名を採用した。またRAは平成19年度、平成20年度ともに1名を採用した。⑳</p>	<p>該当なし。</p>

(2) 教員の資質の維持向上の方策 (FD活動含む)

① 実施体制

a 委員会の設置状況

長浜バイオ大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

2006年 5月 16日

規程 第68号

(設置目的)

第1条 長浜バイオ大学(以下「本学」という。)は、教育・研究の質的向上を図るためにファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)委員会を設置する。

(FDの対象)

第2条 本学が対象とするFDは各号に定められた範囲とする。

- (1) 本学の専任教員(助手を含む)の活動によるもの。
- (2) 本学が雇用する教育・研究の補助職員(実験・実習助手)の活動によるもの。
- (3) 本学の専任職員(嘱託職員および契約職員を含む。)の活動によるもの。
- (4) 委員会が認めた非常勤講師の活動によるもの。
- (5) 委員会が認めたT.A., S.A., R.Aなどの学生・院生の活動によるもの。
- (6) その他、学長が特に認めたもの。

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長(研究科長)
- (3) 教務部長
- (4) 学長が個別に委嘱する者 若干名
- (5) 教務課長およびFD担当者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が兼任する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、第3条の3号の委員がその職務を代行する。

(任務)

第5条 委員会は、教育・研究の能力向上、その他教育改善を図るため、次に掲げる事項を審議し、FDを推進する。

- (1) FD推進のための企画および実施に関すること。
- (2) FDに関する記録および報告書等の作成に関すること。
- (3) 大学が取り組む教育改善に関する講演会、シンポジウム等の支援に関する事項。
- (4) 教育・研究などに関する調査やアンケートの企画および分析に関する支援事項。
- (5) その他FDに関して委員会が必要と認めた事項

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、関連部課の協力を得て教務課が担当する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

付 則

この規程は、2006年5月16日から施行する。

b 委員会の開催状況(教員の参加状況含む)→教員の参加状況は、出席者/委員総数で記載。

- 第1回FD委員会(平成19年2月8日)・・・大学院設立前であったため、学部を含めた総合的な観点から実施。(教員12/12名)
- 第2回FD委員会(平成19年11月2日)・・・大学院設立後、正式なFD委員会として実施。(教員4/4名)
- 第3回FD委員会(平成19年12月19日)・・・FD委員会の下に作業部会として「小委員会」を発足。(教員3/3名)

c 委員会の審議事項等

- 第1回:①FDを取り巻く状況(中教審関連資料と本学規程等)
 - ②授業評価アンケート・授業公開の取り組み
 - ③平成19年度に向けた取り組み
- 第2回:①FDに関するこれまでの取り組みと今後の予定(学部・大学院)
 - ②他大学の状況
- 第3回:①大学院FDの具体化に向けて
 - ②大学院生育成目標の設定
 - ③大学院FDの具体化計画策定

② 実施状況(大学院開設以前からの学部共通内容を含む)

a 実施内容

- ① 授業方法について研究会(学部共通)
- ② 授業評価アンケート(大学院・学部)
- ③ 教員相互の授業参観(学部共通)
- ④ 大学院生指導に係るレポート提出(修士・博士論文中間報告会に向けた課題整理と教員研修兼ねる)
- ⑤ 大学院研究室セミナーの実施内容・形式・自己評価に関する報告書の提出
- ⑥ 関西地区FD連絡協議会授業評価ワークショップへの参加(学部共通)

⑦ 関西地区FD連絡協議会会員（予定）（学部共通）

b 実施方法

- ① 授業方法について研究会（学部共通）・・・いくつかの視点（教育指導上の負担を多く抱えた科目における工夫と実践。外部との接触を通して得られた学生の変化、学生TA・SAの活用をとおして得られた教育実践の紹介等）で抽出した学生満足度が高い授業担当者による報告と意見交換
- ② 授業評価アンケート（大学院・学部）・・・授業評価アンケートを授業完結後配布し回収。教員個別にフィードバック。
- ③ 教員相互の授業参観（学部共通）・・・平成20年1月実施の授業から学生満足度の高い授業を選択し参観。レポート提出。
- ④ 大学院生指導に係るレポート提出・・・修士・博士論文中間報告会に向けた課題整理と教員研修兼ねる。A4版1枚程度
- ⑤ 大学院研究室セミナーに関する報告書の提出・・・修士・博士論文中間報告会に向けた課題整理。A4版1枚程度
- ⑥ 関西地区FD連絡協議会授業評価ワークショップへの参加（学部共通）・・・京都市内開催の会合に学部長が出席。
- ⑦ 関西地区FD連絡協議会会員（予定）（学部共通）・・・FD小委員会委員長が出席予定。

c 開催状況（教員の参加状況含む）

- ① 授業方法について研究会（学部共通）・・・平成20年3月に実施。平成19年度授業完結後に研修会をもつ。教員24/38名出席
- ② 授業評価アンケート（大学院・学部）・・・前期・後期に1回。すべての授業で実施。
- ③ 教員相互の授業参観（学部共通）・・・平成20年1月実施に実施。レポート提出者は5名程度。
- ④ 大学院生指導に係るレポート提出・・・平成20年3月末までに総括レポート提出。（担当者全員提出）
- ⑤ 大学院研究室セミナーに関する報告書の提出・・・平成20年3月末までに総括レポート提出。（担当者全員提出）

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

修士・博士論文の執筆に向けて、中間報告会を関係教員・学生全員出席のもとで行う予定にしている。
大学院生の育成目標を12項目（例えば、自らの研究の目的が説明できる、研究課題解決に向けての実験法の妥当性の理解、実験手法の仕組みの理解、等）挙げ、それらの観点から教員がみずからの指導のあり方を自己点検・評価し、学生指導に生かす。また、そのあり方を教員全体が相互批判するなかで、共有化を図るシステムを作ろうとしている。

(3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

(別紙のとおり)

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

- ・平成22年9月 公表予定

b 公表方法

- ・自己点検・評価報告書を刊行し、関係企業、関係諸機関及び希望者に配布。
- ・大学ホームページ上に公開予定（平成22年9月予定）

③ 認証評価を受ける計画

- ・平成22年度に評価機関（大学基準協会）の評価を受けるべく、学内で検討中。